

かみふらの

こうほう

2

2011 NO.621



題名『 10十三夜 』 ~ 山品岩夫さん(大町4丁目)の作品

- 景観 平成23年4月より景観行政事務開始に向けて
- 防災 十勝岳噴火総合防災訓練2月23日(水)実施
- 消防 平成22年火災救急統計
- 郷土館 平成22年かみふらのの10大ニュース決定
- 学習 放課後スクール・クラブ登録児童募集
- 公住 町営住宅入居者募集

平成23年4月1日からの

景観行政事務の開始へ向けて

2

問合せ

建設水道課建設班

☎6981

昨年、広報かみふらの12月号掲載の「景観行政事務の開始へ向けて」では、景観行政団体と景観行政事務の概況について、景観法以下「法律」といいます。）とかみふらの景観づくり条例（以下改正前を「旧条例」、改正後を「新条例」といいます。）などとの関係についてお知らせしました。

本号では、町の景観行政事務の基礎となる景観計画の概要と行為の届出制度についてお知らせします。

なお、文中の用語については、前号で説明しているものは、（ ）を付けてありますので、広報かみふらの12月号をご覧いただきながら、お読みください。

町の景観計画

町では、景観行政事務（ ）を平成23年4月1日から開始しますが、法律と新条例に基づいて、町の景観計画である「かみふらの景観づくり計画」以下「景観づくり計画」といいます。（ ）に、この事務の内容を定めています。

景観づくり計画では、景観計画の対象区域を町域全体とすること、「景観（ ）を守り、育て、そして将来に引き

継ぐ」計画ではこれを「景観づくり」と呼びます。）ために、次の3つの基本的方法針を定めています。

上富良野町内の代表的な視点から十勝岳を望む眺望を阻害しないこと。
北国の自然景観のイメージを損なう原色の色づかいや奇抜な意匠としな

こと。
上富良野町の風景と調和し、多くの人に好感を持たれるデザインを心がけること。

また、景観づくり計画では、上富良野ならではの景観資源として、自然、産業、歴史・文化の3つの方向から、この魅力と特徴について考えています。

更に、この魅力と特徴を活かしながら景観づくりを行うために、次の6つの取り組みを進める計画になっていきます。

- (1) 十勝岳連峰や田園丘陵などの景観資源の保全
- (2) 観光産業の振興にもつながる良好な視点場の形成
- (3) 景観阻害要因の軽減
- (4) 自然景観や田園景観との調和と秩序ある市街地の形成

自然の景観資源 <ul style="list-style-type: none"> ・十勝岳連峰や芦別岳 ・起伏に富んだ東西の丘陵地形 ・十勝岳山麓の森林 	→	主に遠景
農業の景観資源 <ul style="list-style-type: none"> ・平地部での水田を中心とした農業景観 ・丘陵部での畑作を中心とした農業景観 ・防風林や雑木林 	→	主に中景
歴史文化の景観資源 <ul style="list-style-type: none"> ・直線的に伸びる道路 ・北国特有の建築、開拓の歴史 	→	主に近景



- (5) 見る人と見られる対象の関係に着目した景観づくり
- (6) 町民などと行政の連携

景観計画の実行者と責務
景観法では、都道府県・市町村などの地方公共団体、事業者及び住民に、景観づくりに対する責務があると示しています。

責務を果たさない場合のペナルティとして、懲役や罰金を科するようになっており、この責務の範囲や基準については、景観行政団体（ ）である地方公共団体の景観計画や条例・規則において定める仕組みになっています。

現在、上富良野町の区域は、景観行政団体である北海道の管轄区域であり、今年の4月1日からは景観行政団体になる上富良野町が自ら景観行政事務を管轄することになります。

この責務には、前項の「3つの基本的方法針」、「6つの取り組み」の主体や協力者となることのほかに、景観づくりへの配慮事項である「景観形成の基準」に従うことや、一定の規模を超えた行為を行うおとする場合は、景観行政団体である町へ届出、国の機関や地方公共団体の場合は通知といえます。）をすることなどがあります。

行為の規制と届出制度
4、5ページの別表1と別表2をご覧ください。

別表1には、「届出の対象となる行為」を示しています。一定の規模を超える場合は、景観に支障が生じる可能性が高くなるため、事前の届出が制度

化されていて、景観行政団体である町では、別表2の「景観形成の基準」に基づいて審査します。

「景観形成の基準」には配慮や規制に関する事項が示されていますが、配慮すべき事項については行為の届出の有無に関係なく、できる範囲内で配慮する責務があります。

しかし、規制事項については原則として禁止され、特別な事情がある場合を除いて、行為の改善について協議、勧告又は命令などの行政処分の対象となり、これに従わない場合は、罰則が適用される場合があります。

なお、別表1、別表2ともに、右欄に「北海道との主な相違点」を記載しています。

北海道と比較して総体的に厳しい基準となっていますが、雄大な十勝岳連峰や彩り豊かな丘陵などの景観を資源とする町としては、必要な基準と考えています。

届出事務の移行

上富良野町の区域については、平成21年4月1日からは北海道が届出事務を開始していますが、上富良野町が景観行政団体としての届出事務開始に伴い、平成23年4月1日の前後で、表3のように届出先や、適用される審査基準が変わりますので注意が必要です。

なお、法律で「届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日か

表3 届出事務の移行(北海道 上富良野町)

3月31日以前	届出等受付	届出等受付	届出等受付	届出等受付	事前相談 事前協議
	審査				届出等受付
4月1日以降	通知	審査	届出等受付	届出等受付	届出等受付
	行為着手	通知	審査	届出等受付	届出等受付
適用景観計画	北海道景観計画				町景観計画
審査機関	上川総合振興局建設指導課				上富良野町役場

ら30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。」と定めていますが、「景観に支障がない行為であることの通知」を受ければ着手できます。

届出を受け付けた審査機関が行為の完了まで監視することになります。別表1のように、建造物などの規模が北海道の基準より上富良野町の方が小さい場合でも届出対象となるものや上富良

野町独自の届出行為もありますので、4月1日以降の着手日を予定する場合は、ぜひとも事前に上富良野町役場建設水道課にご相談のうえ、適切な届出を行ってください。この場合、期間短縮について配慮することもできます。

届出後の事務の流れ

届けられた行為については、図1のとおり審査します。行為計画の見直しが必要になる場合がありますので、届出書を出す前に「事前相談・事前協議」を行ってください。

役場にご相談を
以上本号では、届出制度を含めて、景観計画の内容についてお知らせしました。

建物や工作物を計画する方は、早めに、設計や施工を依頼する事業者などを通じて、役場にご相談ください。

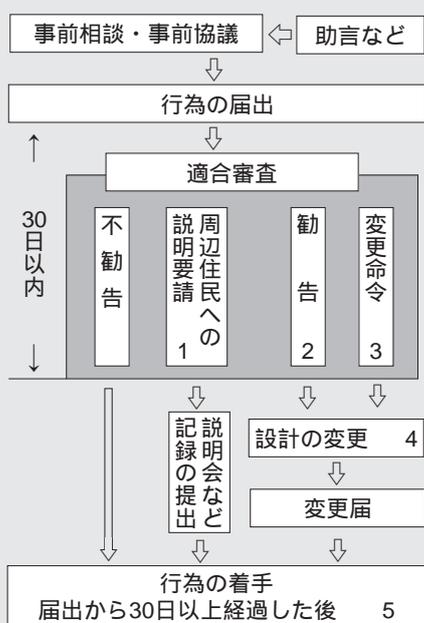
最終となる次号では、具体的な例をあげて、町民の皆さんとともに進める「景観づくり」についてお知らせします。

相談・問合せ

建設水道課建設班

☎6981

図1 届出事務の流れ



- 1 町では、建築・開発行為などを行う主体に対し、必要に応じて、周辺住民への説明を求めることができます。
- 2 勧告は、届出のあった日から30日以内になければなりません。
- 3 変更命令は、届出のあった日から30日以内になければなりません。変更命令を行う場合は、90日を上限に期間延長する場合があります。
- 4 変更命令に従わない場合は、原状回復などを命ずることがあります。
- 5 不勧告の場合は、町がこの期間を短縮することがあります。

【別表1】届出の対象となる行為

種 別	届出対象行為	規 模	北海道との 主な相違点
建築物 (法第16条第1 項第1号)	新築、増築、改築、移転	高さ10m又は建築面積 1,000㎡を超えるもの(塔 屋、給水塔などの付属物を 含む)	高さ13m又は建築 面積2,000㎡
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築 物で外観の2分の1を超え るもの	町と同じ
工作物 (法第16条第1 項第2号)	ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物(法第8条第2項第 5号口に規定する特定公共施設、鉄道事業法第8条第1項に規 定する鉄道施設及び空港整備法第2条第1項に規定する空港 の用に供するものを除く。)	高さ3mを超えるもの	高さ5m
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類す る工作物(景観法第8条第2項第5号口に規定する特定公共施 設、鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整 備法第2条第1項に規定する空港の用に供するもの並びに電 気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支 持物に該当するものを除く。) ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物 エ 見塔、電波塔その他これらに類する工作物 オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 カ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに 類する遊戯施設 キ 自動車車庫の用に供する立体的施設 ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これ らに類する製造施設 ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又 は処理の用に供する施設 コ 汚物処理施設、ゴミ焼却処理施設、産業廃棄物処理施設そ の他これらに類する処理施設	高さ10m又は築造面積 1,000㎡(建築物と一体と なって設置されている場 合は、当該工作物の高さが 10m)を超えるもの	イ・ウ 高さ15m エ 高さ13m オ～コ 高さ13m又は築 造面積2,000㎡
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の種類及び規模の工 作物で外観の2分の1を超 えるもの	町と同じ
開発行為 (法第16条第1 項第3号)	都市計画法に規定する開発行為	当該行為に係る土地の面 積が3,000㎡を超えるもの	10,000㎡又はのり 面・擁壁の高さ5m
その他 (法第16条第1 項第4号)	土地の開墾、土砂の採掘、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変 更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を除く。)	当該行為に係る土地の面 積が3,000㎡を超えるもの	定めなし
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件のたい積(期 間が60日未満のもの及び雪のたい積を除く。)	当該行為に係る土地の面 積が3,000㎡かつ当該行為 に伴い生じるたい積物の 高さが3mを超えるもの	定めなし
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路もしくは 空中線系(その支持物を含む。)	高さ10mを超えるもの	定めなし
届出の必要の ない行為	(1)上記の規模に満たない行為 (2)通常の管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為 (3)景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為		町とほぼ同じ

【別表2】景観形成の基準

対象行為	区分	景観形成基準(配慮事項を含む)	北海道との主な相違点
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 (3) 市街地においては、周辺建物と合わせた壁面配置を基本とすること。ただしセットバックしてオープンスペースを確保する場合はこの限りではない。 (4) 郊外部においては、道路に面した建物配置を避け、前庭・アプローチ路を設けることを基本とし、不可能な場合には建物前面に植樹を行うこと。 (5) 工作物においては、道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植樹を行うこと。	・町では景観資源として十勝岳連峰を明記。 ・町では周辺建物と合わせた壁面配置について明記。 ・町では郊外部での道路に面した建物・工作物配置を避けることを明記し、不可避の場合は植樹を義務化。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 高さは、周辺景観から突出しないよう機能上やむを得ない場合を除いて15m以下(塔屋、給水塔などの付属物を含む)にすること。	・道では具体的高さ規制はないが、町では高さを15m以下とすることを基準としている。
	形態又は色彩その他の意匠	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望を阻害しない形態意匠とすること。特に稜線から突出しないように高さを抑えること。 (3) 外観は、周辺景観と調和する目立たない色彩とし、彩度は7以下とすること。また、原色の使用を避けること。 (4) 壁面や屋根及び工作物への文字やイラストなどは止め、屋号やワンポイントのロゴマークに留めるよう努めること。 (5) オイルタンクや室外機・屋上設備など、建築物に附属する設備などは可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをするなどの工夫をすること。 (6) 工作物は、建築物本体とのデザインの調和を図り、擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景に配慮すること。	・道ではR(赤)、YR(黄赤)系の色相彩度8、Y(黄)系の色相彩度6、及び上記以外の色相彩度4以下と規定。 ・町では壁面などへの文字など表示について明記。 ・町では景観障害緩和として壁面の緑化、前面の植栽などを提示。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、特に道路などの公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めること。 (3) たい雪スペースなどの設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	町と同じ
開発行為	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川や歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。 (3) 道路その他公共の場所や町内の代表的な視点から見える部分での、のり面・擁壁などの構造物の配置はできるだけ避け、不可能な場合には前面に植樹を行うこと。	・町では視点場からののり面・擁壁などの構造物の配置を避けるよう明記。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	町と同じ
	形状・緑化など	(1) 十勝岳連峰や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川や水辺、表土や植生などは可能な限り保全し、活用をすること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めること。 (4) 巨大なりの面が発生しないよう配慮し、のり面が生じる場合は自然地形に合わせて植栽すること。 (5) 擁壁などの構造物については、壁面の緑化、前面の植栽や修景措置を行うこと。	・町では巨大なりの面発生回避を配慮。
その他	たい積物など	(1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の集積、たい積、貯蔵はできるだけ止め、やむを得ない場合は、原則高さ3m以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景に努めること。 (2) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)については、設置位置が景観に支障を及ぼさないよう配慮に努めること。	・道では土地の形質変更及び電線路などに関する基準はない。
勧告・協議・命令など		景観形成の基準から外れた場合は、勧告・協議・命令などを行う。	町と同じ

『もしものとき』のために…

十勝岳噴火総合防災訓練

十勝岳噴火による融雪型火山泥流災害を想定して実施します
いざというときに対応できるように、多くの方の参加をお願いします

実施日 2月23日(水)

内容

- 避難訓練 14時10分頃
- 雪上車の走行やヘリコプターの飛行訓練を計画しています。



避難訓練

避難指示は、14時10分頃に防災行政無線放送で発令します。

十勝岳の火山活動(想定)に合わせた避難指示発令を行います。防災行政無線放送のサイレン・放送により、各指定避難所まで避難してください。サイレンが鳴りますが、火災と間違えないようご注意ください。

避難対象地区

日新、草分、日の出、北町、泉町、扇町、栄町、中町、錦町、富町の一部です。

避難対象地区や指定避難所などは、各対象住民会に事前にお知らせします。ご不明な点は、お問合せください。

自主防災組織との連携

上富良野町地域防災計画では、自主防災組織を重要な役割を担う組織として位置づけ、各住民会単位での結成とその活動の奨励をしています。

大きな災害が発生した場合、消防、警察、町など防災関係機関だけでは対応が困難です。そのようなときに自主防災組織を中心とした自主的な救出・救護などの行動が重要になってきます。

そのためには、日ごろからの連携や訓練を積み重ねておくことが必要で、今回も次の項目について連携を図りながら実施します。

- 避難所の開設
- 避難所の受け入れ
- 避難者確認、整理誘導



● 未避難者情報などの収集など
自主防災組織で、腕章やユニホームなどがある場合は、着用してご参加ください。
町では、自主防災組織の活動への支援のための施策を実施しています。内容については、各住民会長を通じて周知します。



日ごろから確認を

- 防災行政無線個別受信機の電源や電池を確認しておきましょう。
- 避難場所や避難ルートを事前に確認しておきましょう。
- 非常食や医薬品、懐中電灯、ラジオなど、防災グッズを確認しましょう。

問合せ 総務課基地調整室

☎6980

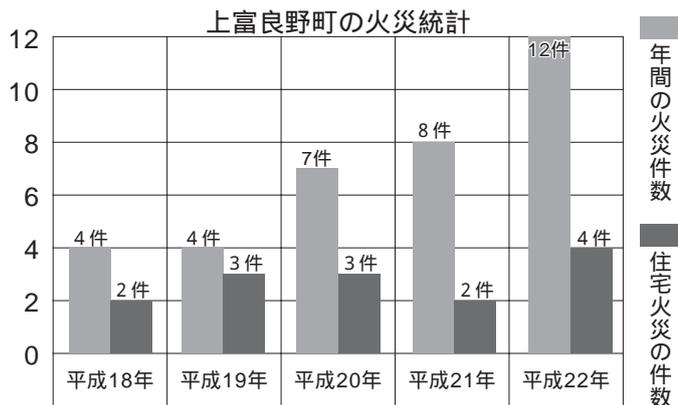
平成22年火災救急統計

平成22年の上富良野町の火災救急統計と住宅用火災警報器の設置状況をお知らせします

▼平成22年上富良野町の火災統計

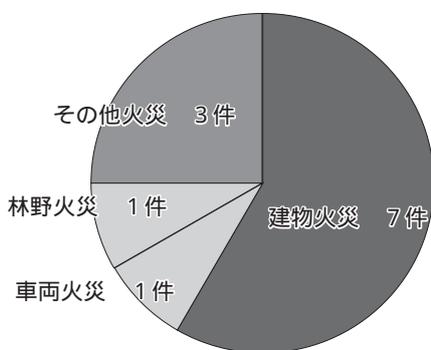
上富良野町の過去5年間の火災件数は、年々増加しています。

平成22年の火災12件の内訳は、建物火災7件、車両火災1件、林野火災1件、その他火災3件でした。



建物火災のうち、4件が住宅火災で、いずれも住宅用火災警報器が設置されていませんでした。

平成22年に発生した12件の火災概要



▼住宅用火災警報器の設置状況

上富良野町の住宅用火災警報器の設置率は57%（平成22年11月現在）です。年々設置率は増加していますが、北海道の設置率62.5%（平成22年6月現在）に比べて5.5%低い結果となりました。

住宅用火災警報器は、火災が発生する前に警報音がなり、火災を未然に防ぐ効果や火災が発生したとき、火災に早く気付く避難できる効果があるため、普及に伴い住宅火災の発生と住宅火災における死者数は減少すると考えられます。

住宅用火災警報器の設置期限は今年の5月31日までですが、火災から大切な命や財産を守るため、住宅用火災警報器は早めに設置しましょう。

▼平成22年上富良野町の救急概要・過去の救急出動件数

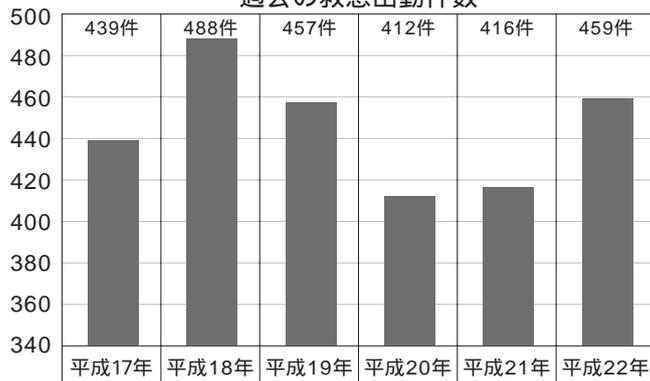
平成22年中の救急出動件数は459件で、前年より43件の増加となっています。このうち、心肺停止状態の事例が16例あり、残念ながら救命には至りませんでした。発見者が早期に心臓マッサージを行い、「早い通報」「早い応急救置」「早い医療処置」という救命のために重要な条件を満たすことが必要です。

消防署では、救命に必要な応急手当の基礎を指導する「救急講習」を随時開催し、普及に努めています。

近年、AED（自動体外式除細動器）による電気ショックが行えるようになり、AEDの設置施設も増加しています。町内各小中学校などの15施設に設置されています。AEDの使用方法を含めた講習内容となっていますので、

多くの方が受講されますようお願いいたします。救急講習については、上富良野消防署救急救助係までお問合せください。

過去の救急出動件数



▼問合せ

「ご不明な点などありましたら、お問合せください。」

上富良野消防署
☎2119

平成22年かみふらの10大ニュース決定

郷土館では、毎年1月～12月に起きた上富良野に関するニュースを選定し、皆さんの投票により選んでいます。投票の結果、平成22年の10大ニュースは、次のとおり決定しました。

●応募総数 349名 1千695票 ●

順位	項目	得票数
第1位	《全国中学校駅伝大会で北海道勢過去最高位の20位》 上富良野中男子駅伝チームが、12月19日山口県で開催された第18回全国中学校駅伝大会で、北海道勢最高位を塗り替えて第20位に入った。(12月)	223票
第2位	《東日本学校吹奏楽大会で上中が2年連続「金賞」受賞》 上富良野中吹奏楽部が10月に東京都府中市で開催された第10回東日本学校吹奏楽大会のコンクール部門中学校の部で、見事に2年連続の金賞を受賞した。(10月)	216票
第3位	《全国中学校陸上競技大会3kmで6位入賞の快挙》 上富良野中陸上部の新関涼介君(3年)が、8月に鳥取県で開催された全国中学校陸上競技3kmで6位に入賞し、道北中学記録を2年ぶりに更新した。(8月)	197票
第4位	《養豚場火災で飼育されていた豚約5千頭焼死》 1月27日午後6時4分頃、町内十人牧場の養豚場で火災、飼育されていた豚約5千頭(概算で約1億円相当)が焼け死んだ。(1月)	111票
第5位	《北海道選抜チーム主将に、上富良野中の鹿嶋亮祐君》 12月に台湾に遠征する中学生野球の2つの北海道選抜チームの主将の1人に、上富良野中の鹿嶋亮祐君(3年)が選ばれた。(12月)	108票
第6位	《大雨により町道流失など相次ぐ》 ゲリラ的な夏の大雨で、町内の道路などに相次いで被害が出た。7・8月の両月で町の被害額は6千2百万円を超えた。(8月)	103票
第7位	《マナーの悪さ「驚いた。」上富良野高生徒が通学路清掃》 通学路をきれいにしてと上富良野高校高村直克校長(の生徒が、5月28日に同校からJRR上富良野駅までの道路沿いのごみを拾い集めた。(5月)	89票
第8位	《上富良野駐屯地の小林さん銃剣道全道大会V2達成》 上富良野駐屯地の小林加奈さん(26歳)が、4月に留萌市で開催された第50回北海道銃剣道選手権大会道銃剣道連盟主催)の女子自衛官の部で優勝した。(4月)	76票
第9位	《上富良野高野球部を応援する会を設立し大量入部》 野球少年が地元の高校で甲子園をめざせる環境づくりを目標に、町民有志が1月に上富良野高野球部を応援する会を設立し、新入生12名が入部した。(3月)	63票
第10位	《上富良野高正員超える42名の出願》 2010年度の上富良野管内4高校の出願状況で募集定員を上回ったのは、富良野緑峰高校と上富良野高校。上富良野高校では、42名の出願者があった。(1月)	53票

生涯学習情報

問合せ・申込み
教育振興課社会教育班
☎5511

平成23年度新入生募集 いしずえ大学・女性学級

「学ぶことで豊かな人生を」
平成23年度の新入生を募集します。
共友)に学びましょう。

いしずえ大学

対象 満60歳以上の方
学習内容 月2回 講話、軽スポーツ、研修旅行、クラブ活動(書道、民舞、合唱、フォークダンス、民謡、歌謡、卓球、パークゴルフ、ミニテニス、パソコン、ミニバレー)・自治会活動ボランティア、親睦交流、学習発表会
定員 30名
年会費 60歳までの方
4千100円(保険料を含む)
65歳以上の方
3千300円(保険料を含む)

女性学級

対象 町内在住の女性の方
学習内容 月1回 講話、軽スポーツ、社会見学、創作活動など、運営

活動ボランティア、親睦交流、学習発表会
定員 50名
年会費 2千円(保険料を含む)

申込期間 2月25日(金)～3月18日(金)
申込方法

いずれも申込書に記入・押印のうえ、提出してください。

申込みの際には、町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例に基づき、納税確認同意書が必要ですので、記入押印のうえ、併せて提出願います。

マイプラン・マイスタディ講座 種から育てる花作り

ガーデニングについての講座を開催します。ぜひ参加してください。
「種から育てる花作り」
～まいてみよう、育ててみよう～

日時 3月18日(金) 13時～15時
場所 社会教育総合センター大集會室
講師 株式会社 サカタのたね北海道 研究農場 濁沼 一広 氏
参加料 500円(材料代)
募集人数 40名

申込期限 3月10日(木)
企画運営 上富良野フラワーマスターの会
申込み・問合せ
代表 松下友子 ☎2350



平成23年度放課後スクール・クラブ登録児童募集

平成23年度放課後スクール・放課後クラブの登録児童を募集します。

学校施設などを利用して安心・安全な子どもの活動拠点としての放課後スクールと、放課後及び長期休業期間中(春休み、夏休み、冬休み)に保護者が就労などで留守家庭となる児童の預かり事業としての放課後クラブを行います。

放課後スクール

対象児童 小学1～6年生

実施日・時間 月～金曜日 放課後

16時(学校休業日、祝日を除く)

場所 上富良野小学校、上富良野西小学校

学校

登録費 年間1千200円

放課後クラブ

対象児童 小学1～3年生

実施日・時間 月～土曜日 放課後

18時、長期休業期間(祝日、8月14

16日、年末年始を除く)

場所 上富良野小学校、上富良野西小学校、上富良野町公民館(土曜日、長期休業期間)

学校、上富良野町公民館(土曜日、長期休業期間)

登録費 年間1万2千円

帰宅は保護者に迎えに来ていただきます。

申込方法

申込書に記入のうえ、教育振興課に提出してください。

申込期間 3月14日(月)～25日(金)
保護者説明会

放課後スクール、放課後クラブの事業内容、登録手続きについて保護者説明会を開催します。放課後スクール、放課後クラブ(対象は、新1年生～6年生)を利用予定の保護者の方は、必ず説明会に参加ください。

日時・会場
2月28日(月) 19時～20時
上富良野小学校体育館2階
3月1日(火) 19時～20時
上富良野西小学校

放課後スクール・クラブ 指導員募集

放課後スクール・放課後クラブの指導員を募集します。

内容 放課後スクール・クラブ事業における学習活動の指導と安全管理
勤務時間 月～金曜日 放課後～18時
土曜日 9時～18時(2交替)
勤務シフトにより、週1～6回以内

報酬 謝金
募集人数 若干名

応募資格 教員、幼稚園教諭、保育士の資格を有する健康な方

申込方法 「放課後プラン事業指導員申込書」に記入のうえ、提出してください。

提出期限 2月28日(月)

公民館講座
初級英会話教室

カナダから赴任している英語指導助手グレン・オグデンによる、初級英会話教室を開催します。

対象 一般高校生以上(の英語初心者)
日時 2月24日、3月3・10・17・24日(毎週木曜日) 19時～20時30分
場所 社会教育総合センターほか
講師 英語指導助手グレン・オグデン
参加料 無料

内容によって材料費がかかる場合があります。

定員 20名

申込期限 2月21日(月)

道民家庭の日

毎月第3日曜日は、「道民家庭の日」です。

皆さんの家庭では、家族そろって食事をしていただいていますか?お子さんが中・高校生になっても家族そろってレジャーやスポーツを楽しんでいますか?家族が団らんできる機会を持ち「明るい家庭づくり」の輪を広げましょう。

問合せ
上富良野の青少年健全育成をすすめる会事務局・上富良野町教育委員会

☎5511

家庭教育シリーズ 第278号

「走ったら転ぶよ」

江幌小学校長 瀬尾祐二

「走ったら転ぶよ」とお兄ちゃんが弟に声をかける。小学2年生くらいの兄とその弟。お風呂場で走り出した弟を後ろから兄が注意をする場面に出会った。

男の子の口から出た「走ったら転ぶよ」は、素直に受け入れられる響きがある。事前に、自ら判断することはできなかった指摘はあるものの、行動は自分で決めてもよいことを意味しているからだ。

「走るんでない」「止まれ!」の言葉に触れることが多い日常。禁止する言葉は受け入れ難い。考える余地がなく、言い訳も受け付けてくれないので、素直に「はい」とは言えない自分が現れる。自分の不注意を棚に上げ、教えてくれたことに感謝するどころか逆に、親切な相手を攻撃してしまうこともある。伝えたい内容は同じでも、言葉によって意外な展開が待ち受けていることも…。

お兄ちゃんには以前に、弟へ投げかけた言葉「〜するとだよ」を学ぶ機会があったものと思われる。子どもを取り巻く言語環境の整備は、新しい学習指導要領でも強調されている重要事項である。よりよい言語環境は、家庭・学校・地域のパートナーシップによってつくられる。

お風呂場のその弟は、すっと立ち止まり、その後、ゆっくりと歩き出した。

12/11・12

将来は起業家 ベンチャーキッズ

ベンチャーキッズが町内の小学5・6年生29名が参加し、2日間開催されました。商工会青年部が主催し、ものづくり体験などを通して起業への関心を高めることを目的に実施しています。

参加者はグループに分かれ、1日目は、会社の名前や役職を決めて販売計画を立て仕入れから製造までを行い、2日目は、スーパーでの販売と決算を行いました。

スーパーでの販売では、積極的に自分たちが作った商品のチラシを配り、お店のPRとお客様との対応をしています。ここで得た利益は、町に寄付されました。



12/16 開校100周年を記念し 狂言体験教室開催

江幌小学校開校100周年を記念して、江幌小学校体育館で狂言体験教室が行われました。

能楽師の榎本元氏と大蔵教義氏を講師に迎えて、江幌小学校の児童17名と江幌小学校教諭など大人7名が参加し、ワークショップが行われ、地域の方およそ20名が観覧に訪れました。

ワークショップでは、参加者全員で短い狂言の演目を鑑賞した後、ゲームなどを行いながら、体を使って狂言の動きを学びました。最後に全員で短い演目を演じ、参加者は楽しく伝統芸能を学んでいました。



12/31 新年を祝い 第24回北の大文字

町民の皆さんの幸せと十勝岳の安全などを祈願し、第24回北の大文字が日の出公園で開催されました。

募集が集まった大文字に点火する点火人31名が、安政太鼓の演奏で日の出に設置された「大」の文字へ出発し、新年を迎えるカウントダウンで点火しました。

来場者は、ふるまわれたココアやホットミルクで体を温めながら、NeNeさんなどによるボーカルとダンスや、安政太鼓の演奏などを楽しみました。フィナーレは、新年を迎えた夜空に約500発の花火が打ち上げられました。



1/7 火災の無い町を願い 平成23年消防出初式

平成23年消防出初式が行われました。上富良野神社で無火災祈願を行った後、役場前駐車場で式典が行われました。

これは、新しい年を迎えて町に火災が無いことを願い、消防職員や消防団員が参加し、毎年開催されているものです。

観閲や年頭訓示の後、消防職員による五色放水、消防職員や消防団員による分列行進、無火災祈願餅まきが行われ、訪れた観客は楽しんでいました。

火災の無い町づくりには、日頃から火災予防を心がげる意識が大切です。



1/9 新たな門出を祝福
成人式

平成23年上富良野町成人式が、保健福祉総合センターかみんで新成人86名(男性45名・女性41名)が出席し、多数の来賓や保護者の見守るなか開催されました。

式典では、激励のことばや記念品が贈呈され、新成人は誓いの言葉を朗読し、成人を代表して、青山卓也さんが「強い意志と正しい心で、明日の日本を担う社会人になります」と力強く答辞を述べました。

アトラクションでは、新たな門出を祝い、上富良野町の郷土芸能である上富良野安政太鼓保存会による太鼓演奏が行われました。



成人式で代表を務めた4名の方に成人を迎えるの抱負や決意を話していただきました。



記念品受納
和田未衣菜さん
(光町1丁目)

「家族や両親の支え、友人などとの様々な出会いや経験があり、今の自分があると思います。それを糧に成人を迎えた今、大人への第一歩を踏み出したいと思います。」



誓いのことば代表
紺野由佳さん
(宮町4丁目)

「新成人を迎え、自覚と責任をしっかりと持ち、立派な社会人として生きていきたいと思っています。」



誓いのことば代表
村上豊寛さん
(松井牧場)

「仕事ができる、立派な社会人になりたいです。」



答辞
青山卓也さん
(南町4丁目)

「自衛官なので、これからも自衛官として社会人として、社会に貢献できるように頑張っていきたいです。」

1/19 町の植物を学ぼう
自然観察ガイド養成

公民館で、北海道マイスターの松下友子さんを講師に、自然観察ガイド養成と植物学習が行われ、一般の方30名が参加しました。

自然を観察し、上富良野町に生息する花や草について多くの人に知ってもらうことを目的に行われました。

講師の松下さんは、プロジェクターを使いながら120種以上の花や草を、季節ごとに一つひとつ丁寧に説明し、参加者は真剣に聞き入っていました。

これは全国モーターボート競走施行者協議会の助成を受けて実施しました。



1/26 ダンボールで生ごみ
たい肥づくり研修会

循環ネットワーク北海道運営委員の木村雅治さんを講師に、公民館で、ダンボールで生ごみたい肥づくり研修会が行われ、一般の方23名が参加しました。

ダンボール箱を使って生ごみをたい肥として再利用する方法について研修しました。

このダンボール箱を使った生ごみのたい肥作りは、特別なエネルギーや技術が必要ないので、誰でも簡単に作る事ができ、ごみの減量に役立ちます。

この研修会は全国モーターボート競走施行者協議会の助成を受けて実施しました。



お知らせ

就学援助制度

教育振興課 学校教育班
☎6699

教育委員会では、学用品費や給食費、修学旅行費、スキー用具などの援助をしています。

対象 小・中学生のいるご家庭

で生活保護を受けている方、それに準ずると認められる方

申込み 通学している小・中学校

問合せ

教育振興課 学校教育班
☎6699

入居者募集

町営住宅入居者募集

町民生活課 生活環境班
☎6985

町営住宅の入居者を募集します。

募集する住宅

(1)東町団地

○住所 東町5丁目2番3号
120

○建物・部屋 鉄筋コンクリー

ト2階建(平成12年度築)

2DK(1階) 1戸

精神的瑕疵あり。

○家賃 1万8千500円、所得に応じ決定します。

○カーポート使用料 2千円

○設備 照明・暖房器具などは入居者の負担になります。

○申込対象 一定の所得以下で住宅に困窮し、2名以上で入居される世帯。

(2)富町団地

○住所 富町2丁目2番9号
101

○建物 鉄筋コンクリート2階建(平成22年度築)

○部屋・家賃

1LDK(1階)4戸

1万4千100円

2DK(1階)2戸

1万9千400円

2LDK(2階)2戸

2万1千400円

3LDK(2階)2戸

2万6千400円

家賃は所得に応じ決定します。

○駐車場使用料 500円

○設備 IHヒーター・照明・暖房器具などは入居者の負担になります。

○申込対象 一定の所得以下で住宅に困窮している世帯。

○申込世帯人数

1LDK 1人以上

2DK 2人以上

2LDK 3人以上

3LDK 4人以上

募集期間 2月21日(月)～3月18日(金)

申込み・問合せ

町民生活課生活環境班
☎6985

自衛官募集

平成23年自衛官募集

総務課 基地調整室
☎6980

予備自衛官(一般)

○対象 18歳以上34歳未満

○受付締切 4月6日(水)

○試験日 4月15日～18日のいずれか1日

予備自衛官(技能)

○対象 18歳以上で指定の国家免許資格などを有する方

○受付締切 4月6日(水)

○試験日 4月15日～18日のいずれか1日

医科・歯科幹部自衛官

○対象 医科・歯科免許を取得の方

○受付締切 5月6日(金)

○試験日 5月20日(金)

申込み・問合せ

上富良野地域事務所
☎3412

国民年金

国民年金保険料免除制度

町民生活課 総合窓口班
☎6985

【免除・猶予等申請】

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合、申請により承認されると、保険料の納付が免除又は猶予される「保険料免除・納付猶予」制度があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取れなくなったり、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、免除など希望される方は早めに手続きください。

○免除などの対象となる方

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の方

○手続きに必要なもの

年金手帳、印鑑
所得証明書(転入された方)
失業などを理由とした免除申請には「雇用保険受給資格者証」「離職票」が必要です。

【追納の申請】

保険料の免除などの承認を受けた期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めるこ

と追納ができます。
○手続きに必要なもの
年金手帳、印鑑

免除を受けた場合と未納の違い

		全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	若年者納付猶予(30歳未満に限る)	学生納付特例	未納
国民年金	受給資格期間	算入されます						算入されません
	年金額への反映割合	1/2	5/8	3/4	7/8	反映されません		
障害・遺族基礎年金の受給資格期間		保険料を納めたときと同じ扱いです						算入されません
追納期間		10年以内						2年以内

●年金額への反映割合は、平成21年4月以降の割合です。
●一部免除(印)を受けた場合は、残りの納めるべき保険料を納付しないと未納期間となります。

問合せ

旭川年金事務所
☎01666 1611
町民生活課総合窓口班
☎6985

開催します

ボランティア講座
社会福祉協議会
☎3505

社会福祉協議会では「ボランティアが気になるあなたのため」の入門講座を開催します。
日時 3月3日(木) 13時30分
場所 保健福祉総合センター
講師 藤井英規氏(元旭川ボランティアセンター理事)
講演テーマ「泣いて・笑って・ズッコケ・・・共に生きる」
申込み・問合せ
社会福祉協議会
☎3505

ご協力ください

ごみ分別のお願い
町民生活課生活環境班
☎6985

ごみを出すときは「ごみ分別手引き(日21年1月版)」・「ごみ収集力レンダー」を参考にルールを守り、次の点に注意してごみを出してください。
不燃ごみ(燃えないごみ)
○スプレー缶は中身を出し切り必ず穴を開けてください。(収集車や処理施設の火災の原因となります。)

○使い捨てライターは、ガスを出し切ってから捨ててください。

○刃物や割れてしまったガラス製品は、新聞紙などに包んでから袋に入れてください。(収集の際に危険です。)



○カセットコンロ用のガスボンベは穴を開けて空き缶に分別してください。

○「プラ」マークのついている袋・容器・トレイで、汚れていないものが対象です。

○基準に合わないものが混入している場合は「注意シール(赤色)」が貼られます。注意シールのチェック内容を確認して再分別を行い、注意シールをはがして出してください。

○「プラ」マークのついていないプラスチック製品の混入が多く見られます。(ストロー、スプーン、ひも、バンド、アルミ製品のふたなど)

町民生活課生活環境班
☎6985

お済みですか

地デジの準備
総務課企画財政班
☎6980

地デジを見るためには、デジタルテレビに買い換える、又は地デジチューナーを買い足すなどの準備が必要になります。

設置します

住宅用火災警報器の設置
保健福祉課介護保険班
☎6987

町では2月1日を基準日として、住宅用火災警報器が未設置の高齢者などの世帯に、必要な数のうち1基を設置します。

対象世帯 町内の住宅用火災警報器未設置の住宅に居住する、高齢者(65歳以上)世帯又は生活保護世帯

※緊急通報システム設置世帯、公営住宅・借家に居住の世帯
平成18年6月1日以降新築住宅に居住の世帯を除く。

申込方法 保健福祉課介護保険班へご連絡ください。
申込期限 3月10日(木)

申込み・問合せ

保健福祉課介護保険班
☎6987

募集します

保健福祉課介護保険班
☎6987

町が実施する高齢者宅への住宅用火災警報器設置業務を行う業者を募集します。応募方法など詳しくはお問合せください。
募集対象 町内に住所を有し、自ら設置できる業者
募集締切 2月24日(木)
問合せ
保健福祉課介護保険班
☎6987

公表します

パブリックコメント
町民生活課生活環境班
☎6985

パブリックコメントの結果を公表します。

件名 上富良野町地域新エネルギービジョン(案)

募集期間 12月25日～1月25日
意見件数 0件

町民生活課環境生活班
☎6985

広告を掲載しませんか

広報かみふらのでは、掲載いただける有料広告を募集しています。

サイズ・掲載料(1回につき)
4.5cm×8.5cm 5,000円
4.5cm×17.5cm 10,000円

発行日 毎月10日・25日(休日の場合は直前の平日)
申込み・問合せ 町民生活課自治推進班 ☎6985

広告を掲載しませんか

広報かみふらのでは、掲載いただける有料広告を募集しています。

サイズ・掲載料(1回につき)
4.5cm×8.5cm 5,000円
4.5cm×17.5cm 10,000円

発行日 毎月10日・25日(休日の場合は直前の平日)
申込み・問合せ 町民生活課自治推進班 ☎6985

わが家の ア★イ★ドル



あきたや ゆうへい
秋田谷 柚平くん
(3歳6か月)

♡則和さん・千絵さんの子♡



かみじょう ゆいな
上条 結菜ちゃん
(3歳4か月)

♡徹さん・理香さんの子♡

おおむね2歳から就学前の
お子さんを募集しています

町民生活課自治推進班
☎46985

みんなの伝言板

フラダンスを始めませんか

レイアロハフラスタジオ 上富良野教室マール・プア
レイアロハフラスタジオ上富良野教室マール・プアで
は、一緒に踊りたい方を大募集中です。年齢を問わず、
どなたでも踊れます。ぜひ私たちと一緒に汗を流しま
しょう。

日時 毎週火曜日 19時～21時

場所 公民館

第1・第3火曜日の月2回、旭川からインストラク
ターの福田純子さんが指導に来ます。

連絡先 代表 高橋佳子 ☎43889

富良野広域情報

富良野市「空知川ラベンダー
の森ゴルフコース格安プレ
ー券販売」

販売価格(5回分)

一般 平日1万2千円など

シニア 平日8千円など

販売期間 2月1日～5月8日

前売券は市役所企画振興
課でも取り扱っています。

問合せ 空知川ゴルフ公社

☎4110

占冠村「露天風呂を満喫！」

アルファリゾート・トナム

VIZスパハウスの露天風呂

「木林の湯」が好評です。

問合せ 占冠村役場企画商

工課 ☎2124

中富良野町「なかふらの地酒
まつり」

日時 2月25日(金)18時

場所 農村環境改善センター

チケット 1,500円

問合せ JAふらの中富良
野支所営農課 ☎2213

南富良野町「かなやま湖冬の
風物詩氷上ワカサギ釣り」

寒さが厳しくなるこれか
らが本番です。釣りをされる
方は安全に注意して行って
ください。

問合せ 産業課商工観光係

☎2178

人めぐり逢



しみず つたこ
清水 つた子さん

昭和23年生まれ
基線北27号

先月号の千秋ツヤ子さんからめぐって、清水さ
んにお逢いしました。

『千秋さんとは、ミニバレーのサークルで知り合
いました。滋賀県から上富良野町に越してきて3
回目の冬を迎えています。以前から北海道を回っ
ていて、交流のあったメロン農家やホワイトアス
パラ農家の方に紹介していただき、定年退職後こ
ちらに住んでいます。皆から寒いのになんでここ
なのとよく聞かれますが、気候が良く住みやすい
です。冬は外は寒いですが、家の中は暖かいです
し、夏の暑さも以前住んでいた所とは違い過ぎ
やすいです。こちらに来てから主人と体育館でテ
ニスや卓球をしたり、1時間ほど散歩に出掛けたり
しています。いしずえ大学に入り2年になり、1年
目は書道部、2年目はパソコンクラブに入っていま
す。人とのつながりもでき色々な社会勉強をさせ
てもらっています。』

かみふっこギャラリー

— わかば愛育園 —



まつむら あやた
松村 文汰 くん
(平成16年生まれ)



『おにのめん』



『おにのめん』



おおた ともか
太田 朋香 ちゃん
(平成16年生まれ)

すぐできるエコ活動

日常生活ですぐできるエコ活動を紹介していきます。
今回は、「外食でできるエコのひと工夫」を紹介します。
ちょっとした「ひと工夫」で削減できる二酸化炭素の削減量と節約効果です。

<店選びで>

- 環境にやさしいお店かな？
- 近くのお店なら、みんなで歩いて行こう
車に乗らない距離 1kmあたり...232g 削減、13円削減
<食べ切れなかったら>
- 食べる量を考えて注文しよう。残すなんてもったいない。
- 少し残ってしまった。お持ち帰りできるか聞いてみよう。

<環境にやさしいお店>...「エコ・アクション・ポイント」のご紹介
「エコ・アクション・ポイント」は、制度に参加しているお店で温暖化対策型の商品やサービスを購入する際に付与されるポイントです。貯まったポイントでさまざまな商品との交換や温暖化対策事業への寄附ができます。

詳しくは北海道環境財団ホームページ又はエコ・アクション・ポイントwebをご覧ください。

北海道環境財団ホームページ <http://heco-spc.or.jp/>
エコ・アクション・ポイントweb <http://eco-ap.jp/>

資料提供：「環境行動ハンドブック（北海道発行）
問合せ 町民生活課生活環境班 ☎6985



食育の推進

— 栄養士からのメッセージ —
『糖質のはなし』

糖質の種類と働き

糖質は、砂糖などの単純糖質と、ご飯やパンなどの複合糖質に分けられ、1g 当り 4 kcal のエネルギーを生産します。



身体に取り入れられた糖質は、ブドウ糖や果糖などの単糖類に分解されて吸収されますが、脳のエネルギー源はブドウ糖のみで血液から供給されます。肝臓や筋肉にはグリコーゲンとして蓄えられエネルギーとして使われます。

料理に砂糖はどれくらい使えるの？

砂糖の基準量は特に決まったものではありませんが、調味料として1日10g ~ 20g(大サジ1 ~ 2杯)程度が良いと思います。

また、みりん大さじ1杯に約6g、はちみつ大さじ1杯には約12gの糖質がそれぞれ含まれます。

ご飯とお菓子の糖質の違いは？

ご飯の糖質は複合糖質で消化吸収がゆっくりで血糖値が徐々に上がり、摂取量にもよりますが体脂肪として蓄えるよりもエネルギーとして使われます。



お菓子の糖質は、単純糖質で糖質が不足したときには即効性はありますが、消化吸収が早く体脂肪となりやすい性質があります。

糖質は脂質と共に摂取基準が個々の活動量や体格によって個人差がありますので、過剰にならないようにすることが大切です。



問合せ 保健福祉課健康推進班 ☎6987

「緊急地震速報」

「緊急地震速報」は、大きな地震が発生したときに、震源に近い観測点で検知したデータを直ちに解析して、震源から離れた場所の大きな揺れを事前にお知らせする情報です。

この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に、身を守るための危険回避行動を取ることができれば、地震被害の軽減が期待できます。

しかし、緊急地震速報から大きな揺れが始まるまでの時間は場所によって違いがあり、長くても数十秒程度と短く、また震源に近いところでは情報発表が大きな揺れの始まりに間に合わないことがあるなど、技術的な限界があります。



緊急地震速報を見たり聞いたりしたときは、次の行動をとって身の安全を守りましょう。

- 机の下などに身を隠す
- あわてて外に飛び出さない
- 火の始末は揺れがおさまってから
- 運転中はハザードランプを点滅させ減速する
- 塀やビルのそば、自動販売機に近づかない
- 海岸では高台へ逃げる

緊急地震速報について更に詳しくお知りになりたい場合は、旭川地方気象台ホームページをご覧ください。

旭川地方気象台ホームページアドレス

<http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/>

問合せ

旭川地方気象台総務課 ☎0166③7101

たくさんの善意
ありがとうございました

町へ

佐藤千鶴子さん	30,000円
洪佐裕子さん	30,000円
鈴木壽二さん	30,000円
三熊邦彦さん	50,000円
笹木美枝子さん	100,000円
落合則子さん(札幌市)	10,000円
光永邦保さん(熊本県熊本市)	
	車椅子 1台
ベンチャーキッズかみふっ子	
	29,310円
昭和25年寅年会	図書206冊

ラベンダーハイツへ

小島隆士さん(神奈川県横浜市)	
	精白米60kg
中央婦人会	タオル134枚、雑巾65枚
東中中学校	もち米10kg

社会福祉協議会へ

谷口友子さん	30,000円
本田庄二郎さん	50,000円
桑田ノブさん	100,000円
高橋美代子さん	19,109円
笹木美枝子さん	50,000円
佐藤久美子さん	30,000円
嶋田順子さん(旭川市)	1,000,000円
上富良野町商工会青年部	21,651円
多田弾薬支処隊員一同	20,160円
東中中学校	17,333円
上富良野の青少年健全育成をすすめる会	
	車椅子 1台

発行 / 上富良野町
編集 / 町民生活課自治推進班
印刷 / (株)上富印刷

ご意見・ご感想をお寄せください

☎071 0596

北海道空知郡上富良野町

大町2丁目2番11号

☎0167⑤6985 FAX0167⑤5362

<http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>

jp

jichi@town.kamifurano.lg.jp

人のうごき

()は前月比

	12月31日現在	1月31日現在
人口	11,763人 (-20)	11,765人 (+2)
男	5,901人 (-8)	5,904人 (+3)
女	5,862人 (-12)	5,861人 (-1)
世帯	5,224世帯 (-11)	5,222世帯 (-2)



2月2日 雪まつり雪像作り